

4. 水理

4.1 水理（4.2 に係るものを除く。）

島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）
（平成20年10月28日付け，平成18・10・23原第12号をもって設置変更
許可）の添付書類六「4. 水理」の記載内容に同じ。ただし，4.1～4.4を
4.1.1～4.1.4に読み替える。

4.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 12 月 25 日申請）に係る水理
島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）
（平成 20 年 10 月 28 日付け，平成 18・10・23 原第 12 号をもって設置変更
許可）の添付書類六「4. 水理」の記載内容のうち津波に関する「4.2.2(2)
設計波高」及び「4.4 参考文献」の記述を除き同じ。ただし，4.1～4.3
を 4.2.1～4.2.3 に読み替える。

津波に関する記述については，「6. 津波」に記載する。